

令和7年生駒市農業委員会2回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和7年2月10日(月)午後2時00分

会議開催場所 市役所 大会議室

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番 山角 ひろ子 2番 奥野 通孝

3番 田中 良治 4番 稲葉 健三

5番 今井 正徳 6番 岩前 利典

7番 松尾 克巳 8番 岡田 啓秀

9番 有山 富士美

農地利用最適化推進委員

辻 英雄 影林 則昭

池田 典夫 池谷 初英

前田 隆男 棚田 秀治

谷野 諭

説明者 事務局 局長 吉岡 浩 補佐 坂本 親穂

主幹 有山 清隆 主査 田所 智

傍聴者 1名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第3条に係る買受適格証明について
3. 農地法4条第1項の規定による許可申請承認について
4. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
5. 農用地利用集積計画に対する意見聴取について
6. 農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について
7. 農地の造成工事に係る届出について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について

3. 使用貸借契約の解約通知について
4. 農業経営基盤強化促進法に基づく農地に係る利用権設定の解約について
5. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
6. 農地の転用事実に関する照会について
7. 農地転用許可の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農地集積集約にかかる資料（利用状況調査結果）
- 農地転用許可制度のあらまし(冊子)
- 農のマッチングフェア(チラシ)

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 1 名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と3番 田中委員、4番 稲葉委員にお願いしたい。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1～3の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で、第2阪奈道路壱分ICの南西約1kmのところにある大門町地内の農地合計3筆

申請理由について

本申請について、申請農地は、譲受人の家の前にあり、耕作する上で利便性が高いことから買い受けることになった次第である。

当該農地では、大根、春菊等多品目の野菜を栽培する予定である。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.4～6の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、No.4は生駒北小中学校の南約150mのところに、No.5は同じく生駒北小中学校の東約270mのところに、No.6は同じく生駒北小中学校の東約130mのところにある高山町地内の農地合計3筆

申請理由について

本申請について、譲渡人は、生駒市内在住だが、高山町から離れており、維持管理する上で利便性が高いことから、実家に住む弟に当該農地を贈与することとなった次第である。

No.4では引き続き多品目の野菜を、No.5、6では果樹を栽培する予定である。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.7の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(3)で、奈良交通庄田バス停の東約30mのところにある高山町地内の農地

申請理由について

本申請について、親から子への贈与で、農業経営の継承のため行われるものがある。

当該農地では主に果樹等を栽培される予定である。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.8～11の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(4)で、奈良交通東庄田のバス停の東約800mにある高山町地内の農地合計4筆

申請理由について

本申請について、譲渡人は相続により多くの農地を所有しているが、高齢となり農業経営の縮小を考えており、また奥様も高齢、子どもは市外在住の為耕作困難、もう一人は市内在住だが、仕事が忙しく手伝いができない模様である。本契約の前には、この後の報告第3号で報告する父親と息子で行われていた農地法第3条の使用貸借を解約し、今般農地法第3条の使用貸借により貸し出すことになった次第である。

一方使用借人は、元々使用貸人のご近所在住で親類にあたり、若いころから父親と野菜や水稻を作付けしており、本農地と、この後の議案第5号にある利用権設定と合わせて農地を借り入れることとなり、本農地では主にレンコンと、タケノコ栽培を行う予定である。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

なお本日午前に新規就農者面談を行っており、松美台にお住まいで、自宅から20分程度の農地であり、災害等何かあれば農地へ駆けつけることが可能な距離と思われる。

No.12～20の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(5)で、奈良交通たんだ橋バス停の北西約600mにある高山町
地内の農地合計9筆

申請理由について

本申請について、譲渡人のお二人は高齢となり農業経営の縮小を考えておられる。

一方譲受人はご近所の方で、最近の米価高騰により、作付け面積を増やすために本農
地を所有権移転する事となり、本農地では引き続き水稻を栽培する予定である。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で
現地調査を行っている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、
許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号(No.1～3)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 譲受人が親から相続を受けたときに実際の所有者が判明した。親が譲渡人の名義の土地を
使っていたという事で、親が長年耕作していたことから、耕作を引き継ぎたいということで、譲渡
人から購入するための申請ということである。

○議長 議案第1号(No.4～6、No.12～20)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 No.4～6については親から相続をされたが、地元を離れているため維持管理が難しいという事
で、実家にいる弟さんに贈与されるという事である。

○議長 議案第1号(No.7～11)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 No.8～11の貸人は高齢で今後田畑を耕作していくのが困難で、今回使用貸借される借人に
依頼をされた。借人については既に田畑をされており、引き続きその場所も貸人から使用貸借
で借りる予定である。現在草を刈って綺麗に整地はしてあるが、その中をイノシシが走り回って
いるのが現状である。No.8についてはどのように綺麗に整地されていくのか今後見ていかなくて
はならない。現在はかなり竹が生えており中が荒れている状態で、これを畑にされるのか、それ
ともタケノコのとれる竹林にされるのが少し問題かと思う。借人については現在も田畑をされ
ているので問題はないかと思う。No.7については息子さんに贈与をされて、現在は果樹と半分
は畑にされている。今は過渡期なので作物は植わっていなかったが、これから春にかけて作付
けされていくと思う。機械等も親のものを使っていくと思う。

○委員 No.12～20だが、譲受人の自宅が近くにあり、本農地の先でも現在米を作っている。譲受人は
たくさんの農地を作っており農業にも詳しいため特に問題はないかと思う。

○議長 No.8についての状況、その後の聞き取りについて事務局に追加説明を依頼

○主幹 さきほど委員さんが言われたように竹林になっている部分があるが、そこを整備してタケノコ栽
培という形で農地をしていくと聞いている。その他の筆は泥田になっているのでレンコンを栽培
すると聞いている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

議案第2号「農地法第3条に係る買受適格証明について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

本申請は、国税局等の公売物件において、対象の不動産に農地が含まれている場合、権限を有する行政庁の交付した「買受適格証明書」が必要なことから、申請ができたものである。

国税局で公売にかかった農地や、裁判所等で競売にかかった農地に入札をしようとする場合、その入札者が農地法の許可を受けることができる者であることを証明する書類が必要となり、これを買受適格証明と言う。この買受適格証明の審査に際しては、農地法第3条第2項の許可要件を満たしているかどうか、判断基準となる。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(6)で、人権文化センターの北西約400mのところに位置する小平尾町の農地1筆

申請理由について

今回、大阪国税局公売公告番号13号売却区分番号919-1の売却実施があり、願出人が買受適格証明願を提出したものである。

先程話したが、国税局で公売にかかった農地に入札しようとする場合、その入札者が農地法の許可を受けることができる者であることを証明する書類が必要となる。これを買受適格証明と言う。

なお願出人は1,292㎡の農地を所有しておられ、耕作に必要な農機具はご自身で所有されている。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、これらの願出については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

なお、今後の手続きとしては、公売で落札したとしても、当該物件は農地のため、農地法第3条の許可が必要となってくる。通常、農地法第3条の申請ができた場合、現地確認を経た上で、農業委員会場で審議していただき、許可書の発行をしているが、本件については、本日、農地法第3条の許可要件についてもご審議いただいているため、今後、農地法第3条の許可申請が出てきた場合については、本件についてのみ会長の専決で許可書の発行をしたいと思いますので、ご了解をお願いします。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 願出人は現在も農地を所有して耕作しており、農機具も見させてもらったが小屋に入って管理されており特に問題はないかと思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第2号「農地法第3条に係る買受適格証明について」の承認を宣言し、証明書の発行を行う。

なお、公売手続き完了後の所有権移転登記を行うにあたり、農地法第3条の許可が必要であるが、審査は本日行っていることから、農地法第3条の申請があれば会長の専決で行う事とする。

議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のない農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がでてきたものである。

No.1～2の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(7)で阪奈道路辻インターチェンジ北東約600メートルのところに位置する農地2筆

申請理由について

申請者が現在居住する建物と農地が離れており、農作業効率の改善のために、申請地に農家住宅を建築することになった次第である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公共施設の整備状況が達している区域内の農地であることから、第3種農地に該当する。

申請にあたって、農家判定書は添付されており、汚水は西側道路に埋設されている公共汚水本管に放流し、建物外の雨水は自然浸透、また建物上の雨水は雨水桝に集水後、公共雨水排水管に接続するため、周辺農地に被害を及ぼすことは無いと考えられ、また南側に隣接する土地は本人の所有する農地である。地元農家区長の同意や公共下水への工事承認書も添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月4日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、本案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第3号について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 事務局の説明通り、問題はないかと思う。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 図では2枚になっているが、1枚にするのか。段差はあるのか。面積が450㎡ほどあるが、全て家になるのか。
- 主幹 全面に家を建てるわけではなく2枚部分にかけて家を建てる。
- 委員 整地はするのか。
- 主幹 整地はする。今は畑になっており、筆数としては2枚になっている。2枚にかけて家を建て、周りは農地ではなくなる。平屋を建てるという事はないかと思う。
- 局長 農家住宅なので建てるのは一つの家だけで分譲住宅ではない。この2筆が住宅用地となる。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
- 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言
奈良県知事へ進達を依頼する。なお転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農業
会議へ意見照会を行う。
- 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼
- 主幹 [議案読み上げ]
- 本申請は、所有権の移転や賃借権・使用借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整
区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がでてきたものである。
「農地を農地以外のものにする」行為の事で、耕作の目的に供されている土地を耕作以外の
目的に供するすべての行為が規制の対象となる。具体的には、農地を農地以外の「住宅用
地・青空駐車場・青空資材置場等」の他の用途に転用する行為である。
- No.1の申請地の位置について
- 別紙位置図の地図番号(8)で、奈良先端科学技術大学院大学の北東約400mにある鹿
畑町地内の農地
- 申請理由について
- 譲渡人は相続により多くの農地を所有しているが、農業経営の縮小を考えておられるため、
今般売り渡すことになった次第である。
- 一方譲受人である会社は、不動産事業を展開しており、個人で建設業を営む者から駐車
場、資材置場を借りたいとの要望があったことから、当該農地を購入して転用し、貸し出す
ことになった次第である。
- 申請にあたって汚水はなく、雨水については自然浸透及び申請地東側の自身が所有す
る溜池及び西側の道路側溝に流すことになっている。
- また、隣接農地同意及び地元農家区長の同意書及び北倭土地改良区の意見書が添付

されていることから、周辺農地への影響等につきましても問題はない。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、おおむね10ha未満の区域内であることから、第2種農地に該当する。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、これら案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第4号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 12月定例会の時に譲受人の会社が農地法第3条の申請をした際にはまだ草、しのぶ竹、木等が生えていたが申請にあたり、今回綺麗にされていた。北倭土地改良区の意見書、水利組合長の同意書を確認している。申請地への進入路については水路に約4mのグレーチングを設置し、進入できるように確保されると聞いている。また青空駐車場には軽トラ3台、資材置場の方にはコンクリートブロック及び石等の資材置場の予定となっている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言
奈良県知事へ進達を依頼する。なお転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農業会議へ意見照会を行う。

議案第5号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼

〈議案第5号のNo.1～2は影林推進委員に関する案件のため、影林推進委員は会議室から一時退室〉

○主幹 〔議案読み上げ〕

○議長 議案第5号(No.1～2)について事務局へ補足説明を依頼

○補佐 本農地は以前より使用貸人・借人で利用権設定をされており、今回更新・継続される案件のため問題等はないかと思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

〈会長の促しにより、影林推進委員入室 引き続き議案第5号の審議〉

○主幹 〔議案読み上げ〕

この計画書のNo.27～30にある、公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンターとは、橿原市にあり、奈良県内の農地を集約・集積、つまり農地を借り受け、担い手に貸し付けを行う事業の農地中間管理事業を専門的に推進する団体である。

以前までは、なら担い手・農地サポートセンターの貸し借りの制度については、農業振興地域を持つ市町村でしか利用できなかったが、現在は市街化調整区域の農地を持つ市町村でも利用できるようになり、生駒市においても、市街化調整区域の範囲内の農地であれば利用できるようになっている。

この計画は、農地所有者が なら担い手・農地サポートセンターに貸し付け、なら担い手・農地サポートセンターが借り受け人に農地を貸与するという一連の手続きとなっている。その他のNo.1～26については、今年度限りだが、なら担い手・農地サポートセンターを経由せず利用権を設定し貸し借りをする制度となっており、来年度からは直接貸し借りはできず、必ずなら担い手・農地サポートセンターを経由しなくてはならない。直接の場合は、本日の議案第1号にある、農地法第3条使用貸借で借りることとなる。

No.1～2の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(9)で、奈良交通高山八幡宮バス停の西約150mに位置する高山町地内の農地2筆

申請理由について

使用貸人・借人とも、以前より利用権設定をされており、3月末が更新期限のために今回手続きを行うものである。本農地では引き続き水稻を作付けする予定である。

No.3～5の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(10-1)で、奈良交通高船口バス停の南東約100mに位置する高山町地内の農地3筆

申請理由について

No.4～5については、この後の報告第3号で報告するが、父親と息子とで交わされていた農地法第3条使用貸借を解約し、今般利用権を設定し貸し出すことになった次第である。借人は、野菜をスーパー等に出荷されている農家で、白菜等と記載しているが、季節野菜を作付けする予定である。

No.6～9の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(10-2)で、奈良交通鐘付田バス停の北東約200mに位置する高山町地内の農地4筆

申請理由について

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の中の使用貸借にあったとおり、同様の内容となっている。

No.10～26の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(11～13)で、主に高山町の大北地区、そして高山町の庄田地区・鹿畑町の農地

申請理由について

No.25・26は賃貸借にて借入れ、その他は全て使用貸借にて借入れられる。この後の報告第4号で報告するが、それぞれの貸人と、会社で利用権設定また農地法第3条使用貸借契約を行い借入れておられたが、会社が解散されるという形となり、今後は代表の方が引続き農業をされる形となった。

なお代表者は農業者ではなかったもので、今月5日の午後より新規就農者面談を行っており、俵口町にお住まいで、自宅から20分程度の農地であり、災害等何かあれば農地へ駆けつけることが可能な距離と思われる。

No.27～30の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(14)で、往馬大社の西約400m、また近畿大学のグラウンドの北東約50mに位置する、西菜畑町地内の農地4筆

申請理由について

使用借人は、令和4年10月から令和6年2月までアグリイノベーション大学校京都農場スタンダードコースで農業を学ばれ、卒業後、令和7年2月まで同校アドバンスコースで農業技術等の取得をされてきた。本農地では、有機で多品目の野菜を栽培されるとのことである。

一方使用貸人は高齢であり、維持管理が大変なことから、今般貸し出すこととなった次第である。

要件について

耕作に必要な農機具等については、既に所有している。

現地調査について

今月4日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

なお当日に新規就農者面談を行っており、緑ヶ丘にお住まいで、農業を始めるきっかけ、農作物の販売方法、農機具の調達、栽培品目、農業従事日数等を確認、また、自宅から農地までは車で5分程であり、災害等何かあれば農地へ駆けつけることが可能な距離と思われる。

以上のことから、議案第5号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当しているため、特に問題ないと考える。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第5号(No.3～9)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 No.3～5については貸人が高齢のため農地を管理するのは無理があり、以前からこの3筆は借

人が耕作しており、先ほど事務局から説明のあったように季節野菜等を植えて耕作している。
今回は使用貸借というかたちで利用権を設定して今後も耕作されていくということである。

○議長 議案第5号(No.27～30)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 借人の自宅から車で5分ほどで行け、農地は4筆が固まってあり効率的に利用できると思う。
現在は収納用の TENT を張り、その中に農機具や耕運機を収納されている。現場を見た後、面接をしたが、作付けや低農薬栽培の野菜を販売されるという事で話を聞かせてもらった。

○議長 議案第5号(No.10～26)について事務局へ補足説明を依頼

○補佐 No.10～26について事務局からまとめて説明させていただく。本農地について、以前は今回の借人が代表をされていた法人が耕作されていた。この度、法人が解散されて借人が個人で引き続き耕作されるということになった。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 No.10～26の案件についてだが、以前は学校をされていて、生徒がおられてその方たちと共に農地を耕作されていたと思う。今回、個人で借りられるわけだが、一人で耕作されるのか。使用人などいるのか。一度植えれば後は手を加えなくても定期的に管理すれば収穫できるような作物もあるが、かなり広い面積なので大変だと思う。一人で大丈夫なのか少し心配だ。

○局長 生駒市でやっているファーマーズスクールの講師もこの方である。ファーマーズスクールはあくまで半農半Xで、平日は仕事をして休日に農業をやる方が対象だが、ファーマーズスクールの卒業生が将来的に農家になるための研修生として受け入れられているということもあったので、今後そのようなこともあるかと思うので問題はないかと思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第5号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の承認をすることとし、生駒市長に対しては「問題なし」と回答

議案第6号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

議案第5号の「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」と特に変わりはなく、令和7年4月1日から必ず担い手農地サポートセンターを経由して貸借することになった次第である。それを受け、名称も変わっている。

No.1～2の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(15)で、奈良先端科学技術大学院大学の東約150mにある鹿畑町地内の農地2筆

申請理由について

賃借人は、寝屋川を中心に社会福祉事業を展開しており、2022年に障がい者福祉事業の一環として寝屋川の施設の一角にビニールハウスを建築し、障がい者の方の働く場所としてイチゴやトマト等の農園の運営を始められた。

今般、障がい者の方の働く場として農福連携事業の拡大を図るため、生駒市において、いちごハウスを建築し、事業の展開を図るとのことである。

また、品種は古都華を栽培するため、高山町久保でイチゴを栽培しておられる農業者さんと業務提携契約を締結すると共に、昨年から管理責任者が技術習得のため、業務提携されている農園に通われているとのことである。

一方賃貸人は生駒市外に居住されており、維持管理が大変なことから、今般貸し出すこととなった次第である。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

なお当日に新規就農者面談を行っており、今後の事業展開、農業従事日数等を確認。

また、責任者が申請地から自転車で10分程のところに事務所を借りて常駐され、従業員は寝屋川の施設からバスで通われるとのことである。

以上のことから、議案第6号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当しているため、特に問題ないと考える。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第6号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 現地調査後に面談もしており、農業従事者は社会福祉法人の社員が5名とパート社員は障害のある方が7名、パート社員は週に2、3回4時間ほどの就労だと聞いている。申請農地の責任者として17歳という若さで、やる気・気力が120%感じられるような方だった。管理者へのアドバイスは業務提携されている農園の代表者の方が責任をもってされると聞いている。また、水に関してはボーリングを掘ると聞いている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 年間250万円も賃料を払って採算はとれるのか。

○局長 私たちもかなり高額だとは思った。直接的に事務局が申請者に確認したわけではない。ただ、担い手サポートセンターを経由して申請が上がってきているので、担い手サポートセンターの方から確認はしたと聞いている。その際に、借受人の方が社会福祉法人ということで、大阪でかなり事業展開をしているところなのでお金の問題はないと聞いている。

○委員 今委員さんが聞かれたように、普通の農業従事者としては月ベースで20万円ちょっとの経費が掛かり、それでイチゴとブルーベリーを栽培される。就農面談をされたということだが、月ベース、年間ベースの収入はどのくらいになるという資料は出されたと思うが、その辺りを比較されて本当に問題はなかったのか。社会福祉法人が大きくて費用面は心配がないという説明だったが、我々から見たらおそらく赤字経営になるのではないかと思う。バックが大きいし、サポートセンターもOKをだしているからうちもOKと言っていいものなのか、頭をひねるところだ。出された収益面での問題はなかったのか。

○主査 初年度は古都華の収穫量も少なく赤字で計算されている。28年度から面積も増やしていく予

定なのでそれにより黒字に転換していく計画で損益計算はされている。スタートは赤字だが、将来的には黒字にもっていくように事業展開を考えておられる。

○委員 私も面談させていただいたので補足説明させていただくが、委員さんが言われたようにイチゴだけでこの面積では赤字という事になっていた。先ほど事務局が説明したように2年後くらいに面積を増やすという計画をしており、そうなれば一応は黒字。農業だけの分野で黒字になる予定である。初年度も一緒だが、農福連携ということで、福祉団体なので補助金がかかり入るという事を聞いており、農業としては赤字だが、全体とすれば黒字になる。先ほど委員さんが言われたように、それでいいのかという問題はありますが、知的障害の方も雇用されると聞いており、福祉面のことや、この農地自体も今は耕作されていない状況なので、そういったことも考えてこの福祉法人は寝屋川の方でビニールハウスも建設されており、実績はある。イチゴを作るには問題はないし、農地の有効活用や障がい者の雇用等、その他の諸々を検討した結果、今回議案としてあげさせていただいた。

○議長 驚くような賃料なので、どうなのかと思われるのはもともとだと思う。障がい者福祉サービスというのは、障がい者の方がこのイチゴ園で働く就労の場として提供することによって行政から障がい者の方が一人何日何時間働くと報告することにより、市から障がい福祉サービスの支援金という形でお金が入ると聞いている。イチゴを栽培されその根本には就労支援を共にやっていく中で考えておられる。話を聞く中で現状イチゴをよりスマートにやるようなシステムを寝屋川で試験されており、そのデータを基に障がい者の方でもイチゴ栽培に携われる。その先で形の悪いイチゴはジャムにしたり、生駒市の方のイチゴで同じようなものがあれば共にやっていきたいという展望をもっていたりする。

○委員 これだけ大きな金額が賃借料になると、この金額が今後の目安になってしまうことはないか。今後遊休農地を紹介するにあたって、我々の足かせになるような事はないのか心配だ。

○局長 県か農業会議かで賃料の調査があるので、それに回答することになると思うが慎重に対応する。農業委員会でも今まで通り、草刈り等してもらえらるなら無償で賃貸する事は多々ある等、説明をしていく。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]

○議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]

議案第6号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」の承認をすることとし、生駒市長に対しては「問題なし」と回答

議案第7号「農地の造成工事に係る届出について」の説明を事務局に依頼

○主査 [議案読み上げ]

農地造成工事とは、農地の効率的な利用を追求した盛土、切土の行為であり、農地法の規定による転用許可等が不要だが、工事期間が6ヶ月以内の場合、生駒市では農地造成指導要綱に基づき、届出の提出が必要である。農業委員会は現地調査を行い、農地の効率的な利用が確保され、隣接地関係者の同意があることなど、協議・確認することとなっている。

農地造成届出については、審議により承認があると、申請者に許可書を発行することとなり、その後工事着手届、工事完了届を提出させることになっている。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(15)で、奈良先端科学技術大学院大学の東約150mにある鹿畑町地内の農地

申請理由について

当該地は、地盤が柔らかいため、イチゴの苗床として利用するには地盤を改良する必要があることから上土を約45cm切り取り、切り取った分、真砂土を入れるとのことである。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行い、周辺農地への影響等についても問題はなく、今後も農地としての利用に支障がないものであると考える。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第7号について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 農家区長及び隣接者2人の同意書を確認している。現地調査の際は草刈りもされており、綺麗にされていた。申請地の表面をへつり、新たに真砂土を入れ転圧をかけて固めると聞いている。この場所は苗置場を設置すると聞いている。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
- 議長 議案第7号「農地の造成工事に係る届出について」の承認を宣言

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号「使用貸借契約の解約通知について」

報告第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地に係る利用権設定の解約について」

報告第5号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第7号「農地転用許可の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会

が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～28は全て相続により所有権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定、移転が伴わない農地転用である。

No.1の申請地は、地図番号(16)で、国道168号線、小明町交差点の西約100mのところに位置する小明町地内の農地である。青空駐車場を目的として、農地転用の届出がされたものである。

No.2～6の申請地は、地図番号(17)で、生駒北小中学校の西約400mのところに位置する北田原町地内の農地である。青空資材置場及び青空駐車場を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第3号「使用貸借契約の解約通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、過去に交わされていた農地の使用貸借契約が、双方合意の上、解除されたという通知を受け、通知したことを報告しているものである。

報告第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地に係る利用権設定の解約について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、当委員会における承認に基づき、利用権の設定がされた農地について、双方合意のもと契約が解約されたことを報告しているものである。

報告第5号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1については数十年前から宅地として利用されてきたもので、今般申請されたものである。

報告第7号「農地転用許可の報告について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可が下りたことの報告をしている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○補佐 利用状況調査の結果、農地状況、意向調査のアンケートについて説明

市内全域の農地面積とともに、遊休農地の面積や筆数、今年度記録した面積、筆数などを記録している。なお、意向調査のアンケートだが、今月14日に文書を発送し、回答期限は3月31日(月)で実施する。

○補佐 地域計画に係る集落座談会について報告

・上地区1月16日に開催

・北田原地区1月21日に開催

・南田原地区2月8日に開催

地域計画策定に係る集落座談会の案内

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 利用状況調査の名簿の中に、先月亡くなっている方の名前があるが、誰が相続をするのかわかりかねる。

○局長 亡くなられた場合、農地法第3条の3の手続きが必要である。もし相談等あれば案内していただきたい。

○議長 発送はこのままするのか。

○局長 誰が相続人かわからないので、亡くなられた方の名前で送ることになるのではないかと思います。

○委員 10年ほど前に亡くなっている人の名前もある。

○局長 こちらで勝手に名前を変えるわけにもいかないなので、この名前で送ることになると思う。相続登記に関しては義務化になっているので相談があれば、案内していただきたい。

○議長 本当は亡くなった方の名前の下に相続人の方へなど入れればいいのだが、無理なら登記がそのままなので仕方がないかと思う。

○委員 年に1度来る、4枚綴りの利用状況調査は新しい方の名前に変わっているが、あれは農協だからか。農林課からもらっているのは変わっているのに、農業委員会の利用状況調査の名前が変わっていないのは、受け取った人はどう思うか。何か但し書きのようなものができるといいのだが、亡くなられた方の名前で出す場合は中に書面をいれるなどできないのか。

○局長 他にもそんなケースは多々あると思うし、全て同じようにするのは難しいかと思う。これを機に、農業委員会への届出や相続登記等していただけたらと思う。

○委員 亡くなられた方のお名前で送るというのは、市役所だからわかっているだろうと言われる方もいるかもしれない。例えば送る文章にこれは登記名義で出しているなので、万が一亡くなられている場合はご連絡ください等、何か入れておいたらいいのではないかと思う。

○局長 検討して発送したいと思う。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 農地パトロールの報告を各委員に依頼
- 委員 各地区の農業委員が農地パトロールについて報告
- 議長 「その他」について事務局に依頼
- 主幹 農地転用許可制度のあらまし(冊子)について説明
- 補佐 農のマッチングフェアについて案内
日時:令和7年3月1日(土) 午後11時～15時
場所:マイドームおおさか 2階展示ホールB(大阪市)
生駒市農業委員会の視察研修について案内
日時:令和7年2月17日(月)
場所:こばファーム(兵庫県姫路市)等
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 担い手サポートセンターと農業委員会との関係だが、農業委員会でこれは許可できないという案件があった場合に差戻しはできるのか。あと、もう少し詳しくサポートセンターが判断した内容を知りたいとなった場合どのような手続きになるのか知りたい。
- 局長 今まで農業委員会にかけてこれはダメだとなったケースはなく、それまでに新規就農の場合は面談をさせていただき、その場でこれはダメだとなったケースはある。それは農林課の方に差戻しはしている。その後の手続きについては今まで事例がなかったので事務局の方で各市町村に問い合わせをしているところだ。サポートセンターから出てきたからといって、絶対通さなければならぬということではない。意見を付けて農林課、市長に返すことは可能である。
- 議長 市長にということであれば、4月以降は取り扱いが県に変わるという認識なのだがどうなのか。
- 局長 一旦、市の農林課にきてそれから農業委員会に意見照会がくるため回答は農林課に市長に対してする。市長の方から必要であれば担い手サポートセンターに回答するというかたちになる。
- 議長 今日、農地利用集積集約であった案件と同じかたちで流れるという事か。市長に回答し、市長はイコール農林課なので農林課から県に送るという流れは今までと一緒なのか。
- 局長 直接今まで農林課が受けているケースに対しては農林課で終わりだが、担い手サポートセンターから来ているものについては、農林課から担い手サポートセンターに返事をするという流れになる。
- 議長 農業委員会で回答をして農林課を通じて県へ行くということは、意見を付すことで市の意向を示せるということになるのか。
- 委員 担い手サポートセンターから来た書類はそこでサポートセンターが承認しているから農業委員会としては追加承認をしなさいという事なのか。
- 局長 決して承認しなくてはならないというものではない。ここで審議や面談をすることで、農業委員会は独立した行政なのでその考えを生駒市に回答するということである。
- 委員 承認しなかった場合はどうなるのか。

- 議長 こういう理由で承認できないと回答する。その回答を県がどのように取るのかはわからない。当然、そう思うだけの資料なり証拠を付けて出せばいいのではないかと思う。
- 局長 根拠を示せばいいとは思いますが、今調べているところである。
- 委員 議案第4号の件で少し気になるのだが、許可自体はいいと思うがその土地の下に小さな池がある。以前は草が生えていて見えなかったものが露出してきて少し危険だと感じたので、建てる範囲に入っていない池なので水利組合なのか個人が所有している池なのかかわからないが、池の所有者に危険を回避する措置をしていただきたいと思う。
- 局長 農林課の方にこういう意見があったと伝えておく。
- 委員 集落座談会に2回ほど出席させていただき、地域の方達が自分の農地について話すいい機会になっているのでよかったと思う。
- 議長 我々農業委員会は他の方の思いを行政に伝えるのも、一つの大きな仕事だと思う。座談会に参加する機会があって何か農家の方の思いを伝えながら行政として何かできないかという視点でできればと思う。いずれその内容をまとめて市長に送るという段取りをする中でまた練っていきたいと思う。
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼
- 補佐 次回の日程について
- 定例会 令和7年3月14日(金)午後2時 市役所 大会議室
- 現地調査 令和7年3月10日(月)
- 3月7日(金)までに同行いただく委員に連絡する。
- 議長 閉会宣言
- 午後4時34分閉会

農業委員会等に関する第27条の規定により、令和7年生駒市農業委員会第2回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長 10番

農業委員 3番

農業委員 4番
